

議第八十二号

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければ
ならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならぬ水道の布設
工事等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければ
ならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならぬ水道の布設
工事等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第四条第一項第十二号に規定する講習の課程を修了して
いる者は、改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

提 案 説 明

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

